

公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム 事務局組織規程

平成 22 年 04 月 01 日 制定

平成 22 年 10 月 01 日 改正

平成 25 年 01 月 08 日 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム（以下「この法人」という。）定款第 55 条の規定に基づき、この法人の事務局の組織について必要な事項を定め、事務局の健全な運営を図ることを目的とする。

(事務局の組織)

第 2 条 この法人の事務局に、次の 3 部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 事業部
- (3) 業務部

2 総務部はこの法人の運営に関わる事務を、事業部は公益目的事業に関わる事務を、業務部は公益目的事業及びその他の事業（収益事業を含む。）に関わる事務をそれぞれ取り扱う。

3 部に課又はチームを置くことができる。

4 課又はチームの名称及び分掌事務は、別表に定めるとおりとする。

(職制)

第 3 条 事務局の職制は、事務局長、事務局次長、部長、部長補佐、課長（チームリーダー）、課長補佐（チームサブリーダー）及び主事とする。

(事務局長)

第 4 条 事務局長は、事務局の事務を統括する。

2 事務局長の任免は理事会が行う。

3 事務局長に事故あるとき又は事務局長が欠けたときは、事務局次長がその職務を代行する。

(部長等)

第 5 条 部長は、部の最高管理者として、それぞれの部の所掌事務を処理する。

2 部長補佐は、部長を助け、部の所掌事務を整理し、部長に事故あるとき又は部長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 課長（チームリーダー）は、部長の命を受けて、それぞれの課（チーム）の所掌事務を処理する。

4 課長補佐（チームサブリーダー）は、課長（チームリーダー）を助け、課（チーム）の所掌事務を整理し、課長（チームリーダー）に事故あるとき又は課長（チームリーダー）が欠けたときは、その職務を代行する。

5 主事は、上司の命を受けて、それぞれの所掌事務を整理する。

(参事等の職制)

第 6 条 事務局に必要があると認めるときは、第 3 条に規定する職制以外に参事、調査役、

非常勤職員、臨時職員、嘱託職員その他の職員を置くことができる。

2 職員の任免は、代表理事（会長）が行う。

3 事務局職員の職務は、代表理事（会長）の承認を経て、事務局長が指定する。

（改廃）

第 7 条 この規程の改廃は、理事会において決定し、代表理事（会長）の承認を得る。

（補則）

第 8 条 この規程の実施に関し、必要な事項は代表理事（会長）が別に定める。

附則

この規程は、一般社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアムの設立の登記の日（平成22年4月1日）から施行する。

附則

この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 25 年 3 月 15 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

部	チーム	分掌事務
総務部	総務チーム	1. 社員総会、理事会、運営委員会その他の会議に関する事 2. 定款の改正、その他諸規則・規程の制定及び改廃に関する事 3. 事業計画及び事業報告に関する事 4. 文書の收受、発送及び保存に関する事 5. 公印の保管に関する事 6. 職員の人事及び福利厚生に関する事 7. 報酬、給与及び旅費に関する事 8. 情報公開に関する事 9. 点検・評価に関する事 10. 事務局の所掌事務で他に属さないこと
	経理チーム	1. 収支予算及び決算に関する事 2. 収入及び支出に関する事 3. 資金計画の策定及び資金の調達に関する事 4. 現金、預金、有価証券及び物品の出納に関する事 5. 財産管理に関する事 6. 資金運用に関する事 7. 寄附の受け入れに関する事 8. 物品調達に関する事

事業部	事業チーム (公益目的事業)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教育学習事業に関する事 2. 人材育成事業に関する事 3. 地域発展事業に関する事 4. 公募型事業に関する事 5. 学生組織に関する事 6. 受託事業に関する事 7. 各種事業への助成に関する事 8. 協賛支援に関する事 9. プロジェクト事業委員会に関する事 10. 企画委員会に関する事 11. その他の公益目的事業に関する事
業務部	業務チーム (公益目的事業及びその他の事業(収益事業を含む。))	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施設等の維持管理業務に関する事 2. 教育学習事業に関する事 3. 人材育成事業に関する事 4. 地域発展事業に関する事 5. 施設等の運営業務に関する事 6. 施設等の管理運営に関わる委員会に関する事 7. その他の公益目的事業及び関連事業に関する事